令和５年度個人市民税・県民税についてのお知らせ

個人市民税・県民税の主な税制改正

１．住宅ローン控除の延長について

令和４年１月１日から令和７年 12 月 31 日までの間に入居した方について、住宅ローン控除が適用されることとなりました。
また、市民税・県民税における住宅ローン控除限度額及び控除期間は下記の表のとおりです。（表中の A は所得税の課税総所得金額等（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額）です。）

市民税・県民税の住宅ローン控除限度額			
入居日	平成21年1月から平成26年3月	平成26年4月から令和3年12月 （注1）	令和4年1月から令和7年12月 （注2）（注3）
控除限度額	A × 5% （最高97,500円）	A × 7% （最高136,500円）	A × 5% （最高97,500円）

（注 1）住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が 8%又は 10%の場合に限ります。それ以外の場合は、平成 21 年 1 月から平成 26 年 3 月までに入居した方と同じです。

（注 2）令和 4 年中に入居した方のうち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が 10%かつ一定の期間内（新築の場合は令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和 2 年 12 月から令和 3 年 11 月）に住宅の取得等に係る契約を行った場合は、平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月までに入居し、（注 1）の条件を満たす場合の控除限度額と同じです。

（注 3）令和 6 年 1 月 1 日以降に建築確認を受ける住宅（登記簿上の建築日が同年 6 月 30 日以前のものを除く）又は建築確認を受けない住宅で登記簿上の建築日が同年 7 月 1 日以降の住宅については、一定の省エネ基準に適合している場合に限ります。

住宅ローン控除の控除期間		
	居住年	控除期間
認定住宅又は一定の省エネ基準を満たす新築住宅	令和4年から令和7年	13年
その他の新築住宅	令和4年から令和5年	13年
	令和6年から令和7年	10年
既存住宅	令和4年から令和7年	10年

２．セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の適用期限が５年延長され、令和８年１２月３１日までになります。
対象となる医薬品がより効果的なものに重点化され、効果の薄いスイッチＯＴＣ薬が対象外となり、とりわけ効果があると考えられる薬効についてスイッチＯＴＣ成分以外の成分にも対象が拡充されます。なお、所得控除の計算方法は変わりません。

＜セルフメディケーション税制の概要（改正前）＞

セルフメディケーション税制とは、予防接種など健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取組を行う者が、平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に、いわゆるスイッチＯＴＣ薬の購入費用を年間 1 万 2 千円を超えて支払った場合には、その購入費用（年間 10 万円を限度）のうち 1 万 2 千円を超える額を所得控除する制度です。

３．市民税・県民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げについて

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和 5 年度から、1 月 1 日（賦課期日）時点で 18 歳または 19 歳の方は、市民税・県民税の課税、非課税の判定における未成年者には当たらないこととなりました。

※未成年者は前年中の合計所得金額が 135 万円以下の場合は、課税されませんが、未成年者にあたらない方は、前年中の合計所得金額が 41 万 5 千円を超える場合は課税されます。
（注）扶養親族がいる場合などは、非課税となる合計所得金額の範囲が異なります。

未成年者の対象年齢	
令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満 （令和4年度は、平成14年1月3日以降に生まれた方）	18歳未満 （令和5年度は、平成17年1月3日以降に生まれた方）

個人市民税・県民税の猶予制度及び減免制度

・災害、病気、事業の廃止など、特別な事情で納期内の納税が困難な場合、最長で 1 年間納税を猶予する制度があります。
※納期限までの申請が必要です。詳しくは、本庁・各支所の納税担当課（係）にお早めにご相談ください。
・災害により損害を受けた場合や、生活扶助（生活保護）を受けているなど特別な事情がある場合は、その状況に応じて減免が受けられることがあります。
※納期限までの申請が必要です。申請が可能な時期や要件等は、本庁・各支所の市民税担当課（係）にお問い合わせください。

公的年金を受給されている方へのお知らせ

＜個人市民税・県民税の公的年金からの特別徴収制度＞

平成 ２１年度から、公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市区町村における徴収の効率化を図る観点から、個人市民税・県民税の公的年金からの特別徴収（天引き）制度が実施されています。

１　特別徴収の対象者

個人市民税・県民税の納税義務者のうち前年中に公的年金等の支払を受けていて、４月１日現在、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払（老齢等年金給付）を受けている６５歳以上の方。

２　特別徴収の対象税額

公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額になります。

税額決定（納税）通知書の公的年金特別徴収税額欄の記載金額が、年金から特別徴収（天引き）される税額になります。

年金の支払月ごとに特別徴収される税額は、通知書に徴収月別に記載されておりますのでお確かめください。

※　６５歳以上の方の公的年金等の所得に係る所得割額については、給与から特別徴収（天引き）されません。

※　給与所得など他に所得がある場合は、他の所得に係る所得割額等は、普通徴収（納付書又は口座振替により納める方法）又は給与からの特別徴収となります。

※　給与からの特別徴収が行われている方の均等割額は、給与から特別徴収されます。

３　特別徴収の対象年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金等が対象となります。（遺族年金、障害年金は除く。）

４　特別徴収税額の算定方法と徴収時期

今年度から新たに公的年金特別徴収の対象となる方

	普通徴収税額（個人納付）		公的年金特別徴収税額		
	６月（第１期）	８月（第２期）	10月	12月	翌年２月
税額	年税額の４分の１ずつ		年税額の６分の１ずつ		

前年度の途中で、公的年金から特別徴収する税額が変更になったことなどに伴い特別徴収が中止になった方は、今年度の１０月の年金支給分から特別徴収が再開されます。この場合、今年度から新たに特別徴収の対象となる方と同様、６月と８月の２期分は納付書で納めていただくことになります。

公的年金特別徴収が継続されている方

	公的年金特別徴収税額					
	仮徴収			本徴収		
	４月	６月	８月	１０月	１２月	翌年２月
税額	前年度分の年税額の６分の１ずつ			年税額から仮徴収した額を控除した額の３分の１ずつ		

（注）表中の年税額は、公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額です。

※年の途中で税額の変更があった場合など、上記図のようにならないことがあります。

＜公的年金受給者のうち申告が必要な場合＞

収入が公的年金等のみであっても、次のような場合などは個人市民税・県民税の申告が必要です。

・「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合

例：年金保険者に提出する「扶養親族等申告書」に寡婦・ひとり親・扶養・障害等の記載を忘れた場合

源泉徴収票に記載されていない社会保険料や生命保険料等の支払がある場合

・受給している公的年金等が障害年金・遺族年金のみで、扶養親族等になっていない場合

・源泉徴収対象外の年金（外国で支払われる年金）を受給している場合

お問い合わせ先

◎課税の内容・減免制度について

本庁　市民税課　099-216-1174・1175・1173

谷山税務課　099-269-8421　吉田税務課　099-294-1213　松元税務課　099-278-5416

伊敷税務課　099-229-9736　桜島税務課　099-293-2348　郡山税務課　099-298-2115

吉野税務課　099-244-7392　喜入税務課　099-345-3759　東桜島税務係　099-221-2112

◎猶予制度について

納税課　099-216-1191～1194